

夏の県民交通安全運動を実施します！

7月11日(日)～20日(火)

年間スローガン

「自転車も 止まってよく見て 交差点」

◆子どもと高齢者の交通事故防止

夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材を身に付ける、明るく目立つ色の服装を着用するなどの心掛けをしましょう。

横断歩道は歩行者優先であることを再認識し、横断しようとする歩行者がいるときは、必ず一時停止して進路を譲りましょう。

◆自転車の安全利用の推進

群馬県交通安全条例の一部改正に基づき、利用者は自転車保険に加入するとともに、乗車用ヘルメットの着用に努めましょう。

自転車は車両であることを再認識し、自転車の交通ルールを守って運転しましょう。

◆飲酒運転の根絶

飲酒運転の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持ちましょう。

二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮しましょう。



問い合わせ 地域安全課(☎402245)

国民年金制度からのお知らせ

～保険料の免除および猶予について～

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)で、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合には、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、令和3年度分の申請は7月から受け付けています。なお、申請は過去2年1カ月分までさかのぼって行えます

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間に算入されますが、受け取る年金額は減額されます。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

保険料免除制度

対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人

免除額 所得に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された残りの保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります

保険料納付猶予制度

対象 本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の50歳未満の人

猶予額 保険料の全額

学生納付特例制度

対象 本人の前年所得が一定基準以下の学生

猶予額 保険料の全額

失業による免除・猶予

失業したときは所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。

免除・猶予額 保険料の全額・4分の3・半額・4分の1の免除、もしくは納付が全額猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響による特例

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、特例免除申請が可能です。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した人

免除・猶予額 令和2年2月以降の所得見込額に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1の免除、もしくは納付が全額猶予されます

共通事項

持ってくる物 身分証明書(学生納付特例の場合は学生証など)

各種申請 保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課
※郵送でも対応可能です

問い合わせ 保険年金課(☎402259)

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金の保険料納付要件の 保険料納付済期間および免除期間への算入
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族基礎年金や、将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります

「クビアカツヤカミキリ」にご注意ください

環境省が特定外来生物に指定している「クビアカツヤカミキリ」が東毛地区で平成27年7月に県内で初めて確認され、それ以降中毛や西毛でも確認されています。

クビアカツヤカミキリの幼虫は、サクラ・ウメ・モモなどの樹木の内部に侵食し木を弱らせて枯らしてしまうため、倒木などの被害の恐れもあります。

成虫を発見した場合は、被害拡大を防ぐため、捕殺するようお願いします。また、発見した場合や発生が疑われる場合は、環境課に連絡してください。

■クビアカツヤカミキリの特徴

・成虫は2.5～4 cm程度

- ・体全体光沢のある黒色、胸部(首部)が赤色
- ・成虫は6月中旬から8月上旬に現れる
- ・幼虫が侵食した樹木から大量のかりんとう状のフラス(木くずや排せつ物から作られる)を排出する



クビアカツヤカミキリ



フラス

問い合わせ 環境課(☎402264)